

中筋川ダム操作規則

令和2年6月

建四河管第 203 号 平成 12 年 11 月 21 日
国四整訓第 1 1 号 平成 24 年 4 月 24 日 (改定)
国四整訓第 1 5 号 令和 2 年 6 月 16 日 (改定)

中筋川ダム操作規則

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条、第 2 条)
- 第 2 章 貯水池の水位等 (第 3 条～第 9 条)
- 第 3 章 貯水池の用途別利用 (第 10 条～第 14 条)
- 第 4 章 洪水調節等 (第 15 条～第 19 条)
- 第 5 章 貯留された流水の放流 (第 20 条～第 27 条)
- 第 6 章 点検、整備等 (第 28 条～第 30 条)
- 第 7 章 雑則 (第 31 条)

第1章 総 則

(通 則)

第1条 中筋川ダムのご操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムのご用途)

第2条 中筋川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水、水道用水及び工業用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒 50 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月31日までの期間
- 二 非洪水期 11月1日から翌年6月15日までの期間

(水 位)

第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(平常時最高貯水位)

第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高 74.1 メートルとする。

(洪水時最高水位)

第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高 93.6 メートルとする。

(洪水貯留準備水位)

第8条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「洪水貯留準備水位」という。）は、第17条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、標高 72.1 メートルとする。

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高 49.0 メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高 93.6 メートルから標高 72.1 メートルまでの容量 8,600,000 立方メートル、非洪水期にあつては標高 93.6 メートルから標高 74.1 メートルまでの容量 8,100,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第11条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては、標高 72.1 メートルから標高 49.0 メートルまでの容量 3,400,000 立方メートルのうち最大 1,450,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 74.1 メートルから標高 49.0 メートルまでの容量 3,900,000 立方メートルのうち最大 1,900,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがい用水の供給のための利用)

第12条 かんがい用水の供給は、洪水期にあつては、標高 72.1 メートルから標高 49.0 メートルまでの容量 3,400,000 立方メートルのうち最大 850,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 74.1 メートルから標高 49.0 メートルまでの容量 3,900,000 立方メートルのうち最大 900,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第13条 水道用水の供給は、洪水期にあつては、標高 72.1 メートルから標高 49.0 メートルまでの容量 3,400,000 立方メートルのうち最大 180,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 74.1 メートルから標高 49.0 メートルまでの容量 3,900,000 立方メートルのうち最大 180,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(工業用水の供給のための利用)

第14条 工業用水の供給は、洪水期にあつては、標高 72.1 メートルから標高 49.0 メートルまでの容量 3,400,000 立方メートルのうち最大 920,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 74.1 メートルから標高 49.0 メートルまでの容量 3,900,000 立方メートルのうち最大 920,000 立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第15条 渡川ダム統管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 高知地方気象台から高知県幡多において、降雨に関する注意報又は警報又は特別警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 16 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 四国地方整備局、中村河川国道事務所、高知地方气象台その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第 17 条 所長は、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に定められた方法により行うものとする。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 一 洪水期において、水位が洪水貯留準備水位を超える場合には、上、下段常用洪水吐きから自然放流により行うものとする。
- 二 非洪水期において、水位が平常時最高水位を超える場合には、上段常用洪水吐きから自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 18 条 所長は、前条の各号の規定により、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を次の各号に掲げる水位に低下させるものとする。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 一 洪水期にあつては、洪水貯留準備水位。
- 二 非洪水期にあつては、平常時最高水位。

(洪水警戒体制の解除)

第 19 条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第 20 条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 第 4 条第 1 号に掲げる期間に移行するに際し、水位を当該制限水位に低下させるとき。
- 二 第 28 条第 1 項の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

き。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 11.8 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 21 条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 22 条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、中筋川ダム地点において別表第 1 に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

2 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、磯ノ川地点において別表第 2 に掲げる水量を確保できるよう、横瀬川ダムからの放流とあわせて、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(かんがい用水の供給のための放流)

第 23 条 所長は、かんがい用水の供給のため必要があると認める場合には、ダム直下において別表第 3 に掲げる水量から有効雨量及び地区内利用可能水量を控除した水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第 24 条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、黒川地点において別表第 4 に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(工業用水の供給のための放流)

第 25 条 所長は、工業用水の供給のため必要があると認める場合には、戸内地点において 1 日最大 8,000 立方メートルの水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第 26 条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第 27 条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検，整備等

(計測，点検及び整備)

第28条 所長は、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第29条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第30条 所長は、ゲート等を操作し、第28条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が定める。

附則

この訓令は、令和2年6月16日から適用する。

別表第1（第22条関係）

（単位：立方メートル毎秒）

地点名	期 間	水 量
中筋川 ダム	11月1日～翌3月31日	0.28
	4月1日～7月15日	0.47
	7月16日～9月30日	0.43
	10月1日～10月31日	0.15

別表第2（第22条関係）

（単位：立方メートル毎秒）

地点名	期 間	水 量
磯ノ川	9月1日～翌3月31日	0.70
	4月1日～8月31日	1.15

別表第3（第23条関係）

（単位：立方メートル毎秒）

期 間	最大水量	平均水量
1月1日～3月31日	0.125	0.107
4月1日～6月30日	0.237	0.199
7月1日～9月30日	0.190	0.167
10月1日～12月31日	0.145	0.122

別表第4（第24条関係）

（単位：立方メートル）

期 間	日最大水量	日平均水量	期別総取水量
1月1日～3月31日	1,500	1,400	125,700
4月1日～6月30日	1,700	1,600	142,500
7月1日～9月30日	2,000	1,900	174,800
10月1日～12月31日	1,600	1,500	141,000

閏年の場合は、上記1月1日～3月31日の期別総取水量に1,500立方メートルを加える。